

第1号被保険者とのバランス

また、短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大によって新たに第2号被保険者となる者は、第1号被保険者よりも少ない保険料負担で、第1号被保険者よりも手厚い年金給付（基礎年金+報酬比例年金）を受けることがあり得ることについて、どう考えるのかという論点もある。

② 年金財政への影響の検証

短時間労働者に対して厚生年金の適用拡大を図ることにより、現状では賃金の低い被保険者が増加することとなるが、このことが年金財政に対してどのような影響を与えるのか、また、新たに適用拡大される者についての負担と給付の関係がどうなるのかについて、今後十分な検証が必要である。

年金財政への影響の定性的な整理

年金財政に対する影響については、標準報酬下限の取扱い等、新たに厚生年金の適用を受ける者に係る給付と負担の関係の設計をはじめ、今後の労働力や賃金の見通し、適用拡大の範囲等、どのような前提条件の下で試算するかによって大きく結果が変わりうるものであり、今後の財政再計算において詳細に検討を行うこととなるが、定性的には以下のように整理できる。

長期的には、年金財政上は概ねバランス

まず、長期的には、現在第3号被保険者である短時間労働者について、賃金は一般労働者に比べて低いものの、これらの者に対する基礎年金の給付を賄う負担が新たに生じないため、厚生年金財政上は、適用拡大はプラスの要素となる。一方、現在第1号被保険者である短時間労働者については、厚生年金においてこれらの者に係る基礎年金拠出金負担が新たに生じるが、短時間労働者の賃金は通常、一般労働者に比べて低いため、基礎年金拠出金に係る短時間労働者の保険料負

担は小さいものとなり、結果として厚生年金財政上は、適用拡大はマイナスの要素となる。

こうした長期的に見た場合のプラスの要素とマイナスの要素は、今後の賃金動向等にも左右されるが、基本的には相殺しあうことにより、年金財政上は概ねバランスがとれるのではないかと考えられる。

短・中期的には、当面の収支の安定化に貢献

さらに、短・中期的には、保険料収入の増加が年金給付の増加に先行するため、当面は積立金が増加することとなり、年金財政的には、支え手の拡大により、当面の収支の安定化に貢献し、今後の計画的な年金制度運営に資するものと考えられる。

いずれにしても、年金財政への影響については、具体的な前提条件を設定のうえ、今後十分な検証が必要であり、議論を重ねていくべきものである。

③ 夫と妻ともに第1号被保険者である自営業等の夫婦世帯との関係

夫と妻ともに第1号被保険者である自営業等の夫婦世帯は、現在、夫と妻ともに定額保険料（月額13,300円）を負担している。短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大により、妻（夫）が短時間、低賃金で勤務に出ることによって厚生年金が適用される場合、妻（夫）自身の保険料負担が軽減されるのみならず、その夫（妻）が第3号被保険者となって定額保険料負担を免れる可能性があるが、このような事態を防止するための措置について検討する必要がある。

④ 就業調整が残る可能性

現在の厚生年金の適用基準及び被扶養者認定基準を引き下げる場合には、就業調整をとる短時

間労働者はかなり限定されると考えられるものの、税制、企業の配偶者手当を要因とする調整行動のほか、新たな基準を免れるための調整行動も、なお一部残るのではないかという論点がある。この点に関しては、厚生年金の適用基準及び被扶養者認定基準を相当程度引き下げれば、調整行動の余地はほとんどなくなるのではないかとの意見があった。

なお、短時間労働者への厚生年金の適用拡大を図る場合には、新たな基準に基づき適切な運用がなされ、適用漏れが生じないよう、事業主に対し十分な指導が行われるべきである。

⑤ 企業行動や労働市場への影響・効果

短時間労働者に対して厚生年金の適用を拡大することは、雇用コストの増加を伴うものであることから、就労形態、企業行動に与える影響等について、今後、さらに詳細な分析、検討を行うことが必要である。

他方、短時間労働者の雇用管理の改善、短時間労働者の能力の有効な発揮、企業における計画的な人員配置が図られるといった、企業、さらに社会全体としてのメリットについても、分析、検討が必要である。

⑥ 医療保険との関係

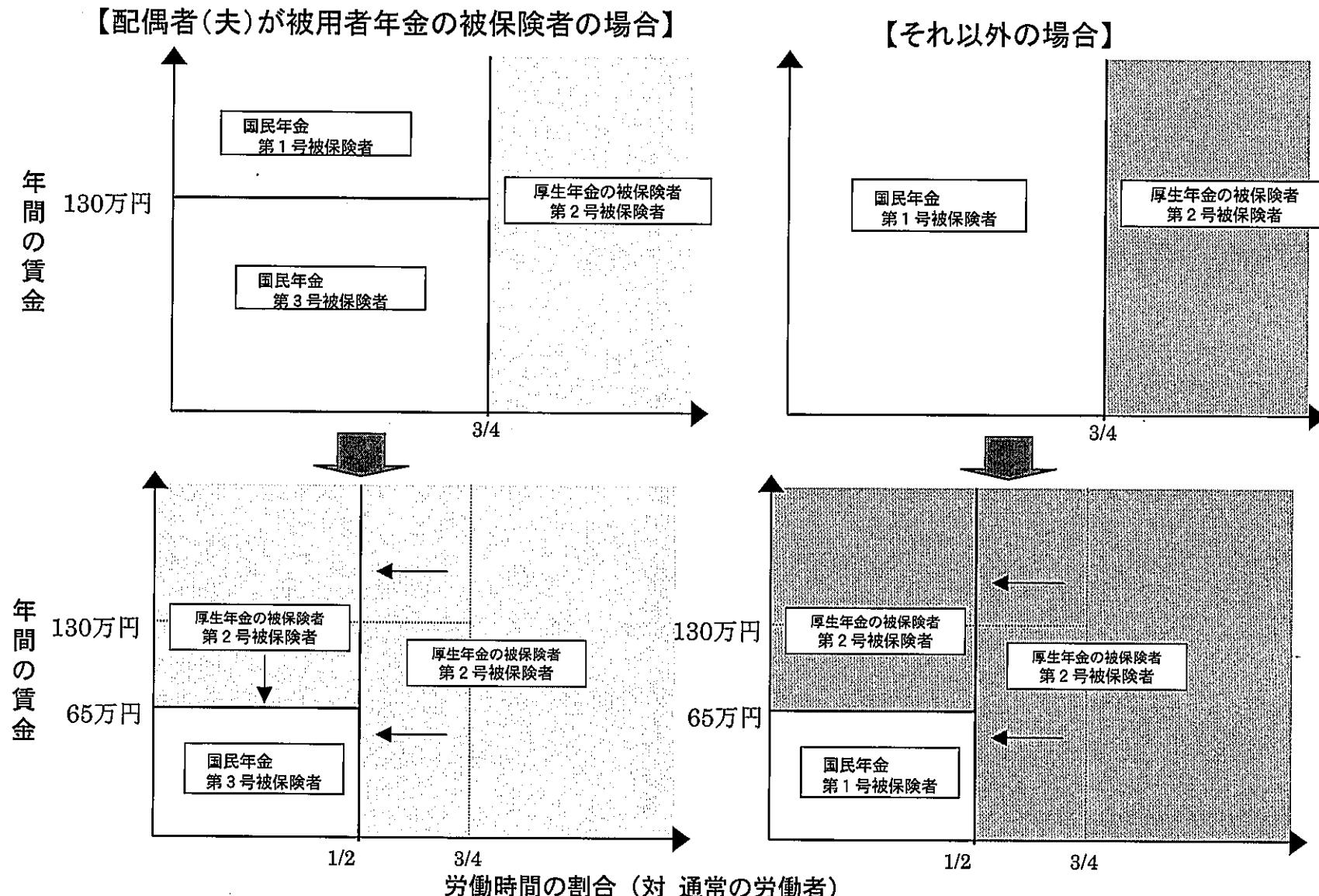
厚生年金と健康保険は、被用者に対する社会保障制度として、どのような者を適用対象としていくかについては、共通の基準により運営されてきている。このような中で、厚生年金において適用対象を拡大していくとすれば、健康保険に対しても大きな影響を与えることとなるので、健康保険における取扱いも含めて検討していく必要がある。

⑦ 標準報酬の下限の扱い

現在の厚生年金の適用基準を引き下げる場合、厚生年金の標準報酬の下限が現行の月額98,000円のままであれば、例えば賃金の月額が5万円程度の者にとって重い保険料負担となってしまう。一方で、標準報酬の下限を引き下げるほど、既に述べた年金財政への影響は大きなものとなる。

こうした点を踏まえつつ、短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大に伴う、標準報酬の下限のあり方についても検討する必要がある。

資料V-2-5 短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大をする場合の新しい基準の提案



[第7回検討会 有識者ヒアリングにおける慶應義塾大学樋口美雄教授の提案]

2-5 派遣労働者に対する厚生年金保険の適用について

【厚生年金の適用事業所】

	従業員5人未満	従業員5人以上
法人事業所	強制適用	強制適用
個人事業所	任意適用	強制適用 (一部業種では任意適用)

【厚生年金の適用事業所に勤務する労働者】

	4分の3未満	4分の3以上
所定労働時間	適用されない	適用(※)
・労働日数		

(※)2か月以内の期間を定められて使用される労働者は適用されない。

(派遣労働者の場合 ~派遣元において適用~)

○常用型派遣労働者(派遣元に常用雇用者として雇用されている派遣労働者)

適用(※)

○登録型派遣労働者(派遣元に登録し派遣されている期間のみ雇用されている派遣労働者)

適用 (※)	適用されない	適用 (※)	適用されない	適用 (※)	適用されない
派遣期間	待機期間	派遣期間	待機期間	派遣期間	待機期間

(※)2か月以内の期間を定められて使用される労働者、所定労働時間・労働日数が常用労働者のおおむね4分の3に満たない労働者は適用されない。

2-6 派遣労働者数

(単位:人)

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
派遣労働者数	574,686	575,879	612,056	724,248	855,330	895,274	1,067,949	1,386,364

(出典:労働者派遣事業の平成12年度事業報告)

2-7 派遣労働者の厚生年金加入状況

◎派遣元事業所調査結果:厚生年金加入率

(単位:所、%)

	総数	20%未満	20~40%未満	40~60%未満	60~80%未満	80%以上	不明	平均加入率
特定 (常用型派遣)	309 100.0	11 3.6	2 0.6	10 3.2	6 1.9	207 67	73 23.6	91.8%
一般 (登録型派遣)	348 100.0	46 13.2	38 10.9	49 14.1	48 13.8	111 31.9	56 16.1	61.2%

(出典:厚生労働省「労働者派遣事業実態調査結果報告」平成13年9月3日発表)

◎派遣労働者調査結果:厚生年金加入の有無

(単位:人、%)

総数	加入している	加入していない	わからない	不明
2029	1368	277	55	329
100.0	67.4	13.7	2.7	16.2

(出典:厚生労働省「労働者派遣事業実態調査結果報告」平成13年9月3日発表)

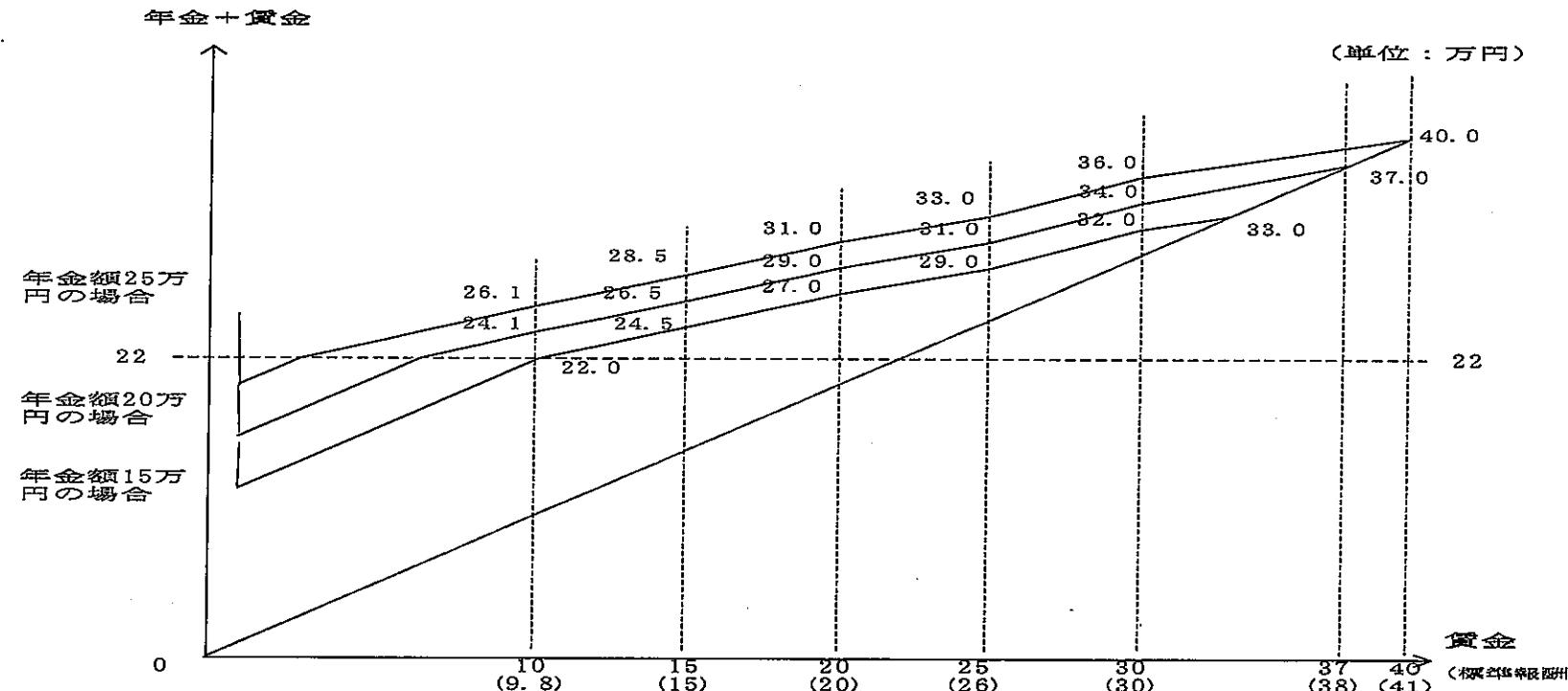
1. 制度の主旨

在職しつつ老齢年金を受給する60歳台の高齢者に関して、高齢者の生活水準や保険料を負担している現役世代とのバランス等を考慮して、賃金の額に応じて年金額の一部又は全額を支給停止する仕組み。

2. 60歳台前半の在職老齢年金制度

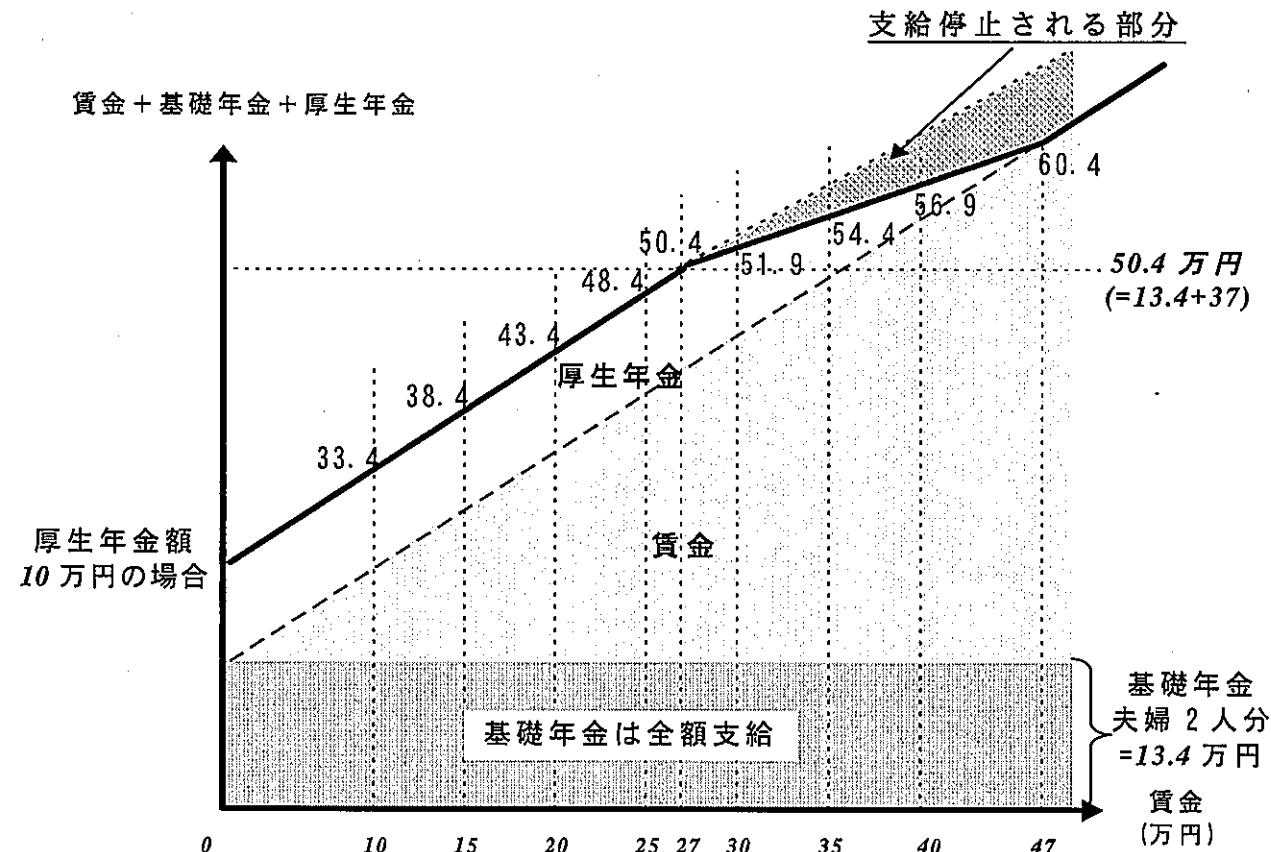
- 賃金（標準報酬）の増加に応じて、賃金と年金の合計額が増加する仕組み。

- ・ 在職中は、2割の年金を停止するが、賃金と年金（8割支給）の合計額が22万円に達するまでは、賃金と年金は併給する。
- ・ これを上回る賃金がある場合は、賃金の増加2に対し、年金額1を停止する。
- ・ 賃金が37万円を超える場合は、賃金が増加した分だけ年金を停止する。



3. 60歳台後半の在職老齢年金制度（平成12年改正で導入。平成14年4月1日施行）

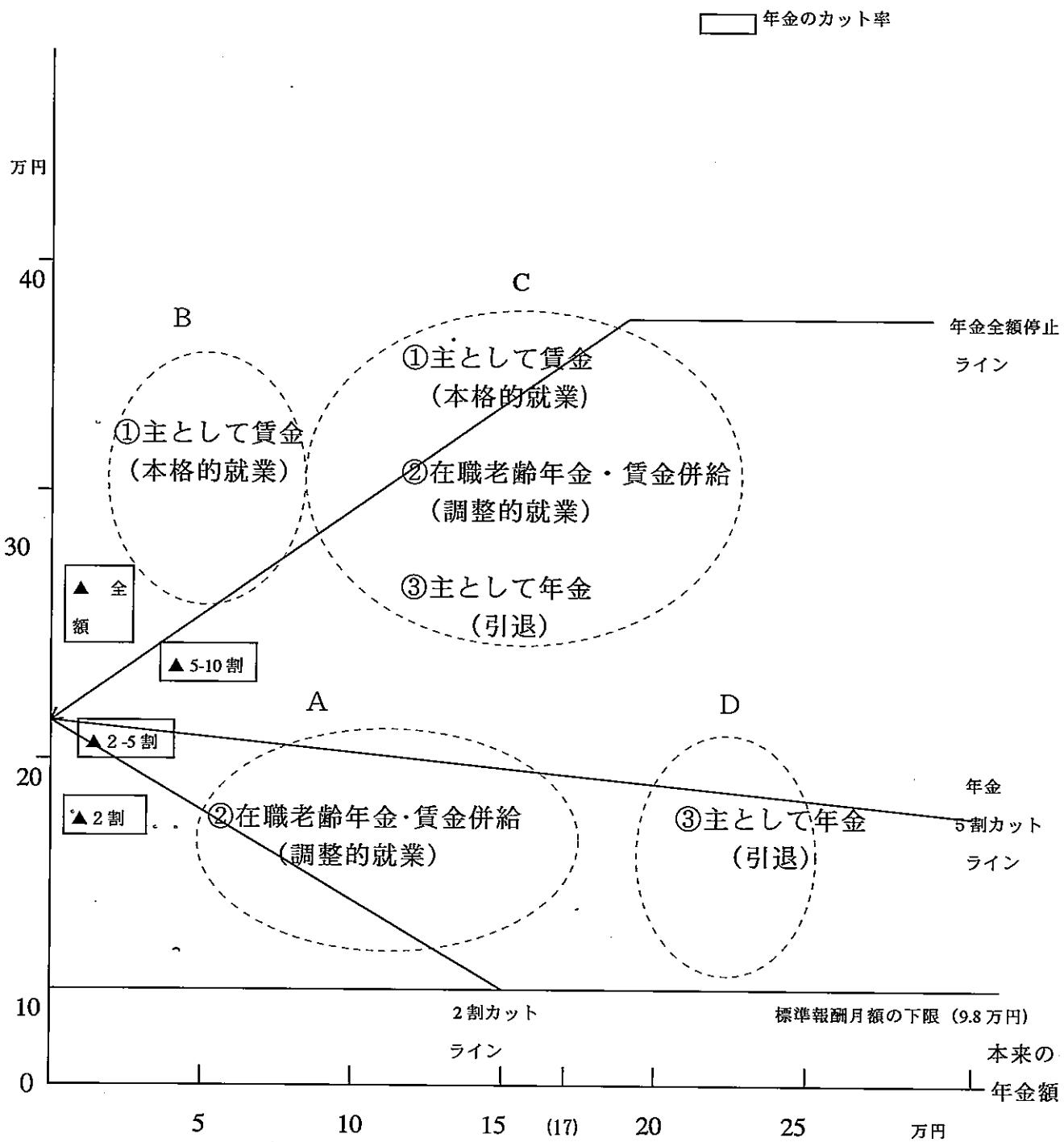
- 基礎年金は全額支給する。
- 賃金と厚生年金（報酬比例部分）の合計額が37万円に達するまでは、満額の厚生年金を支給する。
- これを上回る場合には、賃金の増加2倍に年金額1倍を停止する。



3-2 「年金額(本来の年金額)」や「賃金」の多寡と就業との関係(概念的な整理)

(注) 稼得可能な賃金水準と年金額に応じ、概念的な整理を試みたもの。

稼得可能な賃金額



3-3 老齢厚生年金(定額部分)の支給開始年齢引上げスケジュール

定額部分の支給：現在は61歳。2001年から2013年にかけて支給開始年齢を段階的に引き上げ途上

